

SNSを介して

ウェブ会議で

勧誘された

その高額な契約

後悔していませんか。



ウェブ会議でした契約って
クーリング・オフ
できるの？

でも、方法もわからないし
どうしたらいいの・・・

そんな時は・・・

消費者ホットライン



188

(いやや)へ相談！

SNSを介してウェブ会議で勧誘された

高額な契約一人で悩んでいませんか。

「解約できるかわからない・・・」
「クーリング・オフの期間を過ぎちゃった」

※電話勧誘販売は契約書面等を受け取った日から8日間以内であればクーリング・オフができることがあります。

※クーリング・オフ期間が過ぎた契約も、ケースによっては解約できることがあります。

あきらめず相談しましょう！

消費者ホットライン
☎ 188 に相談を！

トラブルに
あわないための

POINT 3 選



もうけ話
のトラブル
増えています！
冷静な判断
がカギ

01

借金してまで
契約すべき？
よく考えましょう

02

高額な契約は
家族や周囲に
相談しましょう

03



経済産業省
関東経済産業局



消費者庁